

延岡市営住宅等家賃債務保証法人の登録等に係る事務取扱要綱

都市建設部建築住宅課

(趣旨)

第1条 この要綱は、延岡市営住宅条例施行規則（平成11年規則第7号）第10条第1項に規定する家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者（以下、家賃債務保証法人という）の登録等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係条例 延岡市営住宅条例（平成9年条例第28号）をいう。
- (2) 関係規則 延岡市営住宅条例施行規則（平成11年規則第7号）をいう。
- (3) 市営住宅等 関係条例に規定する市営住宅をいう。
- (4) 家賃債務保証 賃借人の委託を受けて、当該賃借人の家賃等の支払に係る債務を保証することをいう。
- (5) 家賃債務保証業務等 家賃債務保証に係る業務等をいう。
- (6) 家賃債務保証法人 家賃債務保証業務等を営む法人のうち、第5条第2項の規定により市長が登録した者をいう。

(要件)

第3条 家賃債務保証法人として登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

- (1) 家賃債務保証業者登録規程(平成29年国土交通省告示第898号)第5条第1項に規定する家賃債務保証業者登録簿に記載されている法人
- (2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人として指定されている法人

(登録申請等)

第4条 家賃債務保証業務等を営む者で市営住宅等の入居者と家賃債務保証契約を締結するものが家賃債務保証法人の登録を受けようとするときは、延岡市家賃債務保証法人登録申請書(第1号様式)に法人概要(第2号様式)、誓約書(第3号様式)及び家賃債務保証業務等に関する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(登録)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請を行った者を家賃債務保証法人として登録することが適当であると認めるときは延岡市家賃債務保

証法人登録決定通知書(第4号様式)により、登録することが適当でないと認めるときは、延岡市家賃債務保証法人登録不決定通知書(第5号様式)によりその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により家賃債務保証法人として登録するときは、家賃債務保証法人登録簿(以下「登録簿」という。)に登録するものとする。
- 3 第1項に規定する決定通知を受けた申請者(以下「登録決定法人」という。)は、速やかに市と家賃債務保証法人基本協定を締結しなければならない。
- 4 第2項に規定する登録(以下「登録」という。)の期間(以下「登録期間」という。)は、登録簿に登録された日から第3条第1号に規定する登録又は同条第2号に規定する指定の期間の満了日までとする。

(登録の延長)

第6条 前2条の規定は、登録期間が満了する家賃債務保証法人がその登録の延長を申請する場合に準用する。この場合においては、当該家賃債務保証法人は、当該登録期間が満了する前にこの条により準用される前条第2項の登録を受けなければならない。

(変更の届出)

第7条 家賃債務保証法人は、登録を受けた内容に変更があった場合は、家賃債務保証法人変更届出書(第6号様式)に必要書類を添付して市長に届け出なければならない。

(家賃債務保証業務等の休止又は廃止の届出)

第8条 家賃債務保証法人は、家賃債務保証業務等を休止又は廃止しようとするときは、家賃債務保証法人業務休止・廃止届出書(第7号様式)に必要書類を添付して市長に届け出なければならない。

(家賃債務保証法人の登録の取消し)

第9条 市長は、家賃債務保証法人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該家賃債務保証法人に係る登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する登録又は同条第2号に規定する指定を取り消されたとき。
 - (2) 第6条の規定により登録の延長を受けることなく登録期間を満了したとき。
 - (3) 前条に規定する届出があったとき。
 - (4) その他市長が家賃債務保証法人として不適當であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により家賃債務保証法人の登録を取り消すときは、当該家賃債務保証法人に対し、延岡市家賃債務保証法人登録取消通知書(第8号様式)により通知しなければならない。
 - 3 前項の規定による通知を受けた家賃債務保証法人は、現に家賃債務保証契約を締結している市営住宅等の入居者に係る連帯保証人または家賃債務保証法人が欠けないよう適切な処置を講じなければならない。

(連帯保証人等の変更)

第10条 前項の規定により登録を取り消された家賃債務保証法人と家賃債務保証契約を締結していた市営住宅等の入居者は、新たに連帯保証人を選定し、又は家賃債務保証法人と家賃債務保証契約を締結し、関係条例及び関係規則で定めるところにより請書等を提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。